

公契約・最賃・中小企業支援策をめぐる情勢

1 公契約適正化運動をめぐる情勢

1. 各地で芽生えつつある先進的取り組み

(1)野田市の改正

公契約適正化の運動は、この1年で大きく展望が開け始めた。2009年9月に公契約条例を制定した千葉県野田市では、2010年度の業務委託の一部に条例を適用させ、最賃ギリギリだった清掃労働者の賃金を829円へと100円程引き上げた。9月には公共工事に条例を適用し、設計労務単価の8割(51職種平均で1,783円)を賃金の下限とした。現場調査によれば一部の労働者の賃金が時給30~50円程度引き上げられ(100円あがった人もいたとの話もある)、それより水準の高い層の賃金は変動していない。野田市では2010年9月議会で条例を改正し、業務委託の賃金の改善に向けて参考指標を充実させ(国交省・建築保全業務労務単価や他の公的機関が定める基準、既存契約賃金等をあらたに参照)、適用労働者を拡大(一人親方含む)たほか、雇用安定と継続雇用に向けた落札企業の努力義務規定や下請への適正受注額確保の努力義務規定などを可決させている。

(2)川崎市で条例制定

神奈川県川崎市では12月議会で「川崎市契約条例の一部を改正する条例」が提案され、12月15日の本会議で可決された。政令市としては初の公契約条例が実現し、他の自治体への波及に弾みがつくことが期待されている。川崎市の条例で注目されるのは、工事請負契約では設計労務単価を、業務委託契約では生活保護基準等を勘案しつつ、市側が金額設定をするのではなく、労・使代表と学識経験者からなる「作業報酬審議会」(5名以内)の調査審議を経て決めるとしている点である。労使合意で設定された賃金を支払えない(支払わない)ような安値攻勢をかける事業者は入札に参入できなくなることから、企業横断的な産別統一協約賃金として発展させられるのでは、との展望ももたれている。

(3)他の自治体での条例の動き

なお、川崎市と並んで12月議会での条例制定が期待されていた東京都国分寺市の公契約条例は、結局、市長が条例を提案しないままの事態となっている。長い期間をかけて準備されてきた条例案が、土壇場で提案できないという異常事態に対し、その道理のなさを追及するとともに、あらためて議会各会派への賛同を求める運動が必要となっている。他方で、野田市や川崎市の動向をみながら、条例制定を具体化させつつある自治体が増えている(北海道:札幌市、帯広市、千葉県:流山市、我孫子市;神奈川県:相模原市、小田原市、大和市、平塚市、東京都:小平市、国立市、八王子市、愛知県:犬山市(総合評価制度)、山梨県:甲府市、兵庫県:宝塚市、高知県:高知市等)。

(4)注目あびる新宿方式

東京都新宿区では条例は制定せず、「公共サービス基本法」を根拠とする指針で公契約適正化をはかっている。特徴は、行政による現場調査を頻繁にしないかわりに、予定価格2,000万円以上の工事請負と業務委託契約に広く適用し、「労働環境チェックシート」の提出を義務付けている点である。チェックシートでは、就業規則や労働契約、労働安全衛生、労働時間管理、賃金、保険適用の有無など、守られて当然でありながら実際には軽視されがちな労働基準の数々を確認しており、実態が報告と違うことが発覚した場合、是正指導を行うこと、従わなければ入札停止や契約解除など、制裁措置を受けることなどが定められている。強行法規ではなく、契約をとおして受託企業を“善導”する手法として、今、関心が集まっている。

2. 業界団体の中にも支持が

業界団体や経営者の中にも公契約条例の支持が広がりつつある。落札額が大幅に下落し、利益が確保できなくなる中、適正価格での発注を切望する声が強まっているためである。この間、賃下げで利益確保をしてきたが、熟練労働者を雇用できなくなって仕事の質が低下し、契約の中途返上や事故のリスクが高まっている。しかし、経営者間で落札額を調整する談合や価格協定を結ぶことはできない。結局、価格の歯止めは、労働組合（労働協約による賃金規制）しかできない。そこで、労働組合と協力し、〇〇円以上の賃金を払えない安値攻勢事業者は入札できない仕組み（公契約条例等）を導入し、単価と労働条件を守ることに賛成すべきとの見方がでてきている。「まともな賃金・労働条件を守る会社が仕事を受託できる契約」の仕組みを広げ、地域から賃金相場を引き上げるチャンスが到来している。

また、地域の中小企業への優先発注で地域循環型経済をめざすことは、公契約適正化の枠組みで可能だが、その点についても中小企業の期待は高い。労働組合と地元の業界団体とが合意できる政策として、公契約と地元発注・仕事おこしなどの政策を結合し、統一地方選の目玉政策とすることは、今の政権の構造改革政策（＝労働者・国民の分断で多国籍大企業に奉仕する路線）との、大きな対抗軸となりうる。

3. 政府の対応

しかし、行政の対応を総体としてみれば、「委託先企業の労働条件は、労使関係に属することであり発注者としては関与できない」といった対応がまだ多い。「公共サービス基本法」の趣旨をふまえ、安全で良質な公共サービスを住民に保障するために、発注者としても現場の労働者の労働条件確保に努力すべきであることを、労働組合の側から、伝えていかなければならない。

自治体の消極姿勢は、政府の姿勢のあらわれでもある。事業仕分けや市場化テスト法の見直しなど、財政削減は強行するが、必要な施策を担って働く労働者に起きている事態について、菅政権は無神経そのものである。2011年度から実施される「登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）」の民間競争入札結果で、民事法務協会職員が600余名も失職する事態となっていることについても、問題解決をはかる姿勢はない。参議院の超党派議員からなる公契約法制定の動きも止まっており、「公共工事報酬確保法案」提出の見通しがたっていない。公共サービス基本法の所管省庁である総務省も、法律の施行を通知しただけで、法の具体化に向けたガイドラインや通達をいっさい出していない。こうした公契約適正化に後ろ向きな政府・行政の姿勢を転換させるだけの旺盛な要請行動が必要となっている。

2 最賃闘争をめぐる情勢

1. 2010 最賃闘争の課題

2011 最賃闘争は、前年度の到達をさらに発展させられるかどうか、重要な局面を迎える。

- ①最賃引き上げの周知と同時に「日本だけ賃下げ」の異常を広く知らせ、「賃上げは当然」の世論をつくり、賃金闘争を盛り上げる
 - ②通常国会で、全国一律最賃制確立のための最賃法改正を具体化するよう、政府に迫ること
 - ③最賃引き上げ・中小企業支援・公契約適正化をセットにした内需回復策の実践を、政府に迫ること
- などを春闘期の課題とし、「最賃1000円と中小企業支援の国会請願署名」を軸とした旺盛な運動を展開する。

2. 政府と財界、審議会の動き

ただし、この間の運動の前進にもかかわらず、2011年の最賃をめぐる情勢は楽観できない。2010年6月、政府・民主党は年明けの通常国会で最低賃金法改正に着手する意向を示していたが、その後、法改正の動きは止まっている。背景には財界・大企業の意向がある。使用者側は「雇用戦略対話」に合意したものの、最賃引き上げありきでなく、「前提条件（経済成長、中小企業の生産性、中小企業支援策）のすべてをパッケージとし

て合意したものであり、2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長が重要」と条件をつけている。その条件は「当面、達成困難であり、中小企業の生産性は停滞ないしマイナス傾向にあり、中小企業の具体的な支援策が決まっていない中で、最低賃金だけを引き上げれば、中小零細企業の存続をおびやかす、地域の雇用情勢の更なる悪化を招くおそれがある」と主張している（中賃目安小委員会・使用者側委員見解）。

加えて、審議会の使用者側委員は「雇用戦略対話合意」に審議会が縛られることに異議を唱え続けており、12月ようやく再開された「目安制度あり方全員協議会」でもその点で議論が膠着状態となっている。今回の目安全協では、“生活保護まやかし算定”問題の解決など重要な課題があるはずだが、それらには手をつけず、ランク別指標の点検程度しかできないとの声もある（目安全協は2月にはまとめに入る見込み）。

政権政党は、支持率低下につれて、財界・大企業寄りの政策へと引き寄せられており、最低賃金についても姿勢が後退している。その傾向は、派遣法改正問題や税制、社会保障改革、地域主権改革、TPP問題の対応などみても明白である。大企業重視に傾く政府の姿勢を正す強力な運動が必要である。

3 中小企業支援と最賃・公契約・仕事おこし

1. 各地で芽生えつつある地域共同のうねり

公契約と最賃についての要請を軸としながら、中小企業団体や業界団体を訪問し、アンケート用紙も活用しながら、経営課題の把握や要求と政策を聞き取る取り組みが各地で取り組まれ始めている。懇談からは、地域経済をまともにするためには賃金底上げが必要と、理解をしめず経営者が従来より増えているとの感触もあがっている。愛知では大企業トヨタに従属しつつも、その横暴に対し中小企業経営者から批判があがっており、地域密着型・地元にお金が回る地域循環型経済を確立するための、地元中小企業振興策が、大きなテーマとして浮上してきている。中小企業家同友会や全国商工団体連合会も、中小企業振興条例制定を軸としつつ公契約適正化への関心も高まっている。秋田を先駆としてはじまった、「住宅リフォーム助成制度」は、仕事おこし・業者と労働者へのカンフルという側面と、住民の安全・安心の確立が結合され、さらに経済波及効果も高いといった点で注目が集まっている。

地域春闘の動きのなかで、これらの政策を労働組合としても取り込んで、国や自治体の実現を働きかける国民的共同による要求運動が重要となっている。

2. 課題の整理とメニューの取り揃え

業者団体との懇談、自治体との懇談という運動は、産別の協力のもと、各地方労連で十分こなせる取り組みとなっている。今春闘では、地域労連での春闘討論集会を呼び掛けており、そこに民間・公務の仲間がつどって知恵をだし、地元の共同を呼びかける動きをおこしたい。課題としては、すでに述べてきた公契約による適正な発注（適正労働条件確立・最賃引き上げ）と仕事おこし、住宅リフォーム助成制度による住民ニーズ掘り起しと仕事おこしの結合、中小企業憲章の活用とそのための中小企業振興条例の制定・活用、金融円滑化法の延長支持、中小企業予算拡充のための大企業減税反対・消費税反対の運動などが、共同の軸となりうる。

①地域活性化ポテッカーの貼り出し依頼

②「最賃・中小企業支援請願署名」の賛同要請

③公契約適正化の取り組みでの賛同要請

④事業者アンケート（公契約）、中小企業アンケート、住民アンケート（自治労連）などの協力依頼

⑤自治体要請行動での、業界団体代表などの同行要請

などをテーマとして、地域からの働きかけにチャレンジしたい。

以上

川崎市契約条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市契約条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成22年11月26日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市契約条例の一部を改正する条例

※旧法の引用と下線は全労連によるもの。また、議案は1条の後、第4条、第3条の修正を提案し、第2条から4条の修正案については末尾で説明しているが、その点は議案のままとした。

川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、市及び市の契約の相手方になろうとする者等の責務を明らかにし、契約に関する施策の基本方針を定め、並びにこれに基づく施策を実施することによって、市の事務又は事業の質を向上させるとともに、地域経済の健全な発展を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

*旧条例 第1条（この条例の趣旨）

本市の売買、貸借、請負その他の契約については、法令又は他に特別の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第4条中「について必要な事項は、市長が別に」を「に関し必要な事項は、規則等で」に改め、同条を第13条とする。

第3条を第6条とし、同条の次に次の6条を加える。

（作業報酬下限額）

第7条 市長は、毎年、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める者（以下「対象労働者」という。）に対して支払われるべき1時間当たりの作業報酬（賃金又は請負代金のうち規則及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程（以下「規則等」という。）で定めるものをいう。以下同じ。）の下限の額（以下「作業報酬下限額」という。）を定めるものとする。

(1) 予定価格600,000,000円以上の工事の請負契約（以下「特定工事請負契約」という。）次に掲げる者であって市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価に掲げる職種に係る作業に従事するもの
ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。以下同じ。）であって特定工事請負契約に係る作業に従事するもの

イ 自らが提供する労務の対価を得るために請負契約により特定工事請負契約に係る作業に従事する者

(2) 予定価格10,000,000円以上の業務の委託に関する契約のうち規則等で定めるもの又は地方自治法第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「特定業務委託契約」という。）労働者であって特定業務委託契約に係る作業に従事するもの

2 作業報酬下限額は、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める額その他の事情を勘案して定めるものとする。

(1) 特定工事請負契約 市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価において職種ごとの単価として定められた金額

(2) 特定業務委託契約 生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準において本市に適用される額

- 3 市長は、作業報酬下限額を定めようとするときは、川崎市作業報酬審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、作業報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(特定工事請負契約等の内容)

第8条 市長又は公営企業管理者（以下「市長等」という。）が締結する特定工事請負契約又は特定業務委託契約においては、次の事項を定めるものとする。

(1) 受注者（特定工事請負契約又は特定業務委託契約を市長等と締結したものをいう。以下同じ。）は、対象労働者の氏名、従事する職種、従事した時間、作業報酬の額及び支払われるべき日その他規則等で定める事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を、当該対象労働者の同意を得て作成し、事業場その他適当な場所に備え置くこと。

(2) 1 受注者は、台帳の写しを、市長等が指定する期日までに市長等に提出すること。

(3) 1 受注者は、次に掲げる事項を特定工事請負契約又は特定業務委託契約に係る作業が行われる事業場の見やすい場所に掲示すること又は当該事項を記載した書面を当該作業に従事する対象労働者に交付すること。

ア 対象労働者の範囲

イ 作業報酬下限額

ウ 次条の申出をする場合の申出先

エ 対象労働者が次条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対して、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

(4) 1 受注者は、次条の申出を受けたときは、誠実に対応すること。

(5) 1 受注者は、対象労働者に作業報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該作業報酬が支払われていない場合にあつては作業報酬下限額に当該作業に従事した時間数として規則等で定める方法により算定する時間数を乗じて得た額（以下「基準額」という。）を、支払われた当該作業報酬の額が基準額を下回る場合にあつてはその差額を、当該日から起算して規則等で定める期間を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようにすること。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでないこと。

(6) 1 受注者は、対象労働者が次条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対して、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

(7) 1 受注者は、第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応ずること。

(8) 1 第10条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者が前各号に掲げる事項に違反していると市長等が認め、当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求められたときは、受注者は、速やかに是正の措置を講ずるとともに、当該措置の内容を市長等が指定する日までに市長等に報告すること。

(9) 1 市長等は、受注者が第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前号の必要な措置を講じず、又は同号の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、特定工事請負契約又は特定業務委託契約の解除をすることができること。ただし、指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定にあつては、市は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができること。

(10) 市は、前号の解除（指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定にあつては、同号ただし書の取消し又は命令）によって受注者に損害が生じた場合においても、その損害を賠償する責任を負わないこと。

(対象労働者の申出)

第9条 対象労働者は、作業報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該作業報酬が支払われていないとき、又は支払われた当該作業報酬の額が基準額を下回るときは、市長等又は受注者にその旨の申出をすることができる。

(立入調査等)

第10条 市長等は、対象労働者から前条の申出があったとき、又は特定工事請負契約若しくは特定業務委託契約に定める第8条第1号から第8号までに掲げる事項の履行状況を確認する必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に、受注者の事業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 市長等は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認めるときは、対象労働者を使用する者その他の関係者（受注者を除く。以下「使用者等」という。）に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に、使用者等の事業場に立ち入り、必要な調査をさせることについて、協力を求めることができる。

3 第1項又は前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(作業報酬審議会)

第11条 第7条第3項に定めるもののほか、第4条第6号に掲げる基本方針に基づき策定される契約に関する施策に係る重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市作業報酬審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、事業者、労働者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ただし、再任を妨げない。

5 委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

7 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

8 審議会において必要があるときは、その会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定出資法人等の契約)

第12条 市が出資する法人であって市長が指定するもの（以下「指定出資法人」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定により選定事業（同法第2条第4項に規定する選定事業をいう。以下同じ。）を実施する者として選定した者（以下「選定事業者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、指定出資法人又は選定事業者が行う契約（選定事業者にあつては、選定事業に係る業務におけるものに限る。）に関して市に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する措置を講ずるよう指定出資法人又は選定事業者に対し指導又は助言を行うものとする。

第2条の見出しを「（議会の議決を要する契約）」に改め、同条中「市議会」を「議会」に、「に付さなければならない」を「を要する」に改め、「予定価格」の次に「（単価についてその予定価格が定められる場合にあっては、当該予定価格に仕様書又は設計書に記載されている数量を乗じた額とする。以下同じ。）」を加え、同条を第5条とする。

第1条の次に次の3条を加える。

(市の責務)

第2条 市は、この条例の目的を達成するため、契約に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。